

# 北海道産業用ヘンプ振興条例の制定を求める請願書



北海道知事 鈴木直道 殿

## 【請願趣旨】

産業用ヘンプは、向精神作用のあるTHC(テトラヒドロカンナビノール)をほとんど含まない、マリファナとは区別された農作物であり、近年、世界的にヘンプ産業が急速に発展しています。本道においても、新しい産業の創出と雇用につながる安心、安全で有用な農作物として積極的に普及していくことが期待されます。

しかし、現行の大麻取締法は、大麻事犯の増加に伴い、薬物違反者のための刑罰制度となっており、地方創生に向けた産業化を目的とした新規の大麻取扱者免許の都道府県知事による発行が実質的に難しい現状にあります。北海道では、免許申請に際し、ヘンプが市町村の政策に位置づけられていることを求めています。道には産業用ヘンプの政策的な位置づけがありません。そのため、市町村が独自にヘンプに関する政策を策定することが難しい現状にあります。道が産業用ヘンプの政策的な位置づけをきちんと行えば、市町村は全道的な道の政策に基づきつつ、各地域の実情にあわせたヘンプに関する施策を策定する環境が整いますので、道自らが、産業用ヘンプの振興政策を明示する必要があります。

このような状況を踏まえて、北海道における産業用ヘンプの研究開発及び産業振興を図るため、道、市町村、大学等、生産者、事業者等の役割を明確にし、相互に連携を図り一体となって取り組むなど、普及に向けた環境整備を図るとともに、安心して安全な産業用ヘンプの有用性を広く道民に理解してもらうことを目的とした条例の制定を求めます。

## 【請願内容】

北海道産業用ヘンプ振興条例の制定を求めます。

条例案の詳細は、裏面をごらんください。

氏名	住所
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県

※上記個人情報は本目的以外には使用しません。

<署名送付先> 〒079-8417 北海道旭川市永山7条17丁目3-23 (一社) 北海道ヘンプ協会

<注意事項> コピーやFAXは無効となります。住所は番地まですべてお書きください。  
年齢制限はありませんが、日本在住の方に限ります。

# 北海道産業用ヘンプ振興条例案



## (目的)

第1条 産業用ヘンプの研究開発及び産業振興に関する基本理念を定め、並びに道の責務並びに大学等、生産者、事業者等の役割等を明らかにするなどして、ヘンプの普及に向けた環境整備を図ります。

## (基本理念)

第2条 産業用ヘンプは、向精神作用のあるTHCをほとんど含まない、マリファナとは区別された安全かつ有用な農作物であり、本道の経済の活性化、道民生活の安定向上及び環境と調和した社会の実現に重要な役割を果たすとの認識の下に行うものとします。

- 2 大麻取締法の趣旨に基づき、国民の保健衛生上の危害の防止を図るものとします。
- 3 研究者及び技術者の創造性が十分に発揮されることを旨として、広範な分野における基礎研究、応用研究及び開発研究の調和を図りつつ行います。
- 4 産業用ヘンプの生産、加工及び販売等に従事する者の創意工夫及び自主的な努力を基本として、図るものとします。
- 5 産業用ヘンプの免許権限及び免許交付の審査基準の策定権限は知事にあり、地方自治におけるリーダーシップの発揮を図るものとします。

## (道の役割)

第3条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という）にのっとり、国、市町村その他の関係者との緊密な連携の下、産業用ヘンプの研究開発及び産業振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有します。

- 2 道は、市町村が産業用ヘンプの研究開発及び産業振興に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、助言その他の必要な支援を行うものとします。
- 3 道は、生産者、事業者及び関係団体と連携して、産業用ヘンプの研究開発及び産業振興のための大麻取締法施工細則を定めるものとします。
- 4 道は、基本理念にのっとり、産業用ヘンプを生産及び研究を実施するものに対して、大麻取締法施工細則に定めるところにより大麻取扱者免許を交付します。
- 5 道は、北海道の気候に適した産業用ヘンプの播種用種子の確保に努めるものとします。

## (市町村の役割)

第4条 市町村は、基本理念にのっとり、産業用ヘンプに関する研究開発及び産業振興に関する政策を策定し、及び実施をするものとします。

## (大学及び関係研究機関等の役割)

第5条 大学及び関係研究機関等は、基本理念にのっとり、産業用ヘンプに関する研究並びに人材の育成及びその成果の社会への還元等を通じ、地域貢献及び地域における知の拠点としての機能の充実に努めるものとします。

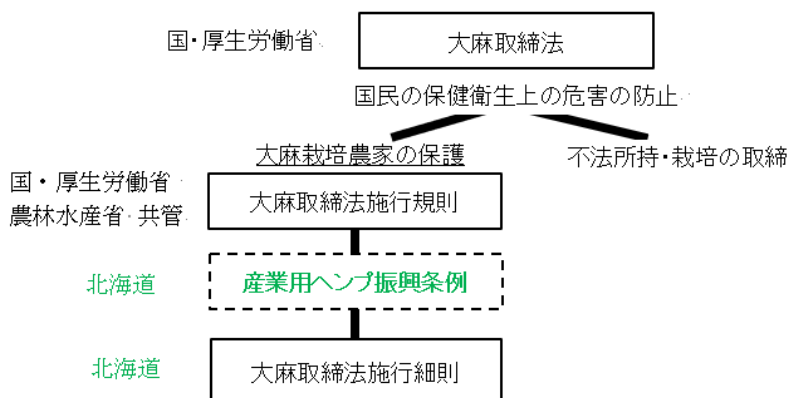
## (生産者、事業者及び関係団体の役割)

第6条 生産者、事業者及び関係団体は、基本理念にのっとり、法令順守に努めると共に、産業用ヘンプに関する生産、研究開発、新技術の導入、研究成果の実用化、新製品の創出等を通じ、事業活動の高度化及び地域経済への寄与に努めるものとします。

## (道民の理解と協力)

第7条 道民は、産業用ヘンプに関する理解を深め、普及に関連する道や事業者等の取組みに協力するよう努めるものとします。

図 北海道産業用ヘンプ振興条例(案)の位置づけ



以上。